

# 高気圧作業安全衛生規則

対象業務 高圧則 項目 条文			高圧室内作業 潜水業務を潜			対象業務 高圧則 項目 条文			高圧室内作業 潜水業務を潜		
			水	水深10m以上の場所	中				水	水深10m以上の場所	中
			ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	の気圧下	大気圧を超える気圧下				ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	の気圧下	大気圧を超える気圧下
定	義	1	○		○	発破を行った場合の措置	25	○			
作業室の気積	積	2	○			火傷等の防止	25の2	○			
気間室の床面積	積	3	○			刃口の下方の掘下げの制限	25の3	○			
送気管の配管等	等	4	○			高圧室内作業主任者の携行器具	26	○			
空気清浄装置	置	5	○			潜水時間	27				○
排気管	管	6	○			送気量および送気圧	28				○
圧力計	計	7	○			ボンベからの給気を受けて行う潜水業務	29				○
異常温度の	の	7の2	○			圧力調整器	30				○
自動警報装置	置	7の3	○			浮上の速度等	31				○△
のぞき窓等	等	7の4	○			浮上の特例等	32				○△
避難用具等	等	8			○	さがり綱	33				○
空気槽	槽	8			○	設備等の点検および修理	34				○
空気清浄装置等	等	9			○	純酸素の使用制限	35				○
作業主任者	者	10	○			連絡員	36				○
特別の教育	育	11	○		○	潜水作業者の携行物等	37				○
潜水士免許	許	12			○	健康診断	38	○			○
立入禁止	止	13	○			健康診断の結果	39	○			○
加圧の速度	度	14	○			医師からの意見聴取	39の2	○			○
高圧下の時間	間	15		○		健康診断の結果の通知	39の3	○			○
炭酸ガスの抑制	制	16	○			健康診断結果報告	40	○			○
有害ガスの抑制	制	17	○			病者の就業禁止	41	○			○
減圧の速度等	等	18	○	△		再圧室の設置	42		○		○
減圧の特例等	等	19	○	△		立入禁止	43		○		○
減圧時の措置	置	20	○			再圧室の使用	44		○		○
減圧状況の記録等	等	20の2		○		再圧室の点検	45		○		○
連絡	絡	21	○			危険物等の持込禁止	46		○		○
設備の点検および修理	理	22	○			仕事の届出	安衛則	○	○		
使用開始時の点検	検	22の2	○								
事故が発生した場合の措置	置	23	○								
排気沈下の場合の措置	置	24	○								

(注) 1 △印は、ゲージ圧0.1MPaを超える気圧下の作業もしくは水深10m以上の場所において行う潜水業務についてのみ適用する項が含まれている。